

## ■景観計画推進区域：城下町地区 景観形成基準

項 目		景観形成基準
建築物	高  さ	<p>建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●15mを超えない高さとする。</li> <li>※ただし、景観形成に配慮し勾配屋根を設置する場合は、当該高さの制限は軒の高さまでとする。また、この場合の屋根勾配は、10分の3から10分の5までとする。</li> </ul>
	敷地内配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町屋の短冊形の敷地を活かしたデザインを工夫する。</li> </ul>
	意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●和風のデザインを尊重し、城下町のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城下町の雰囲気を損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。</li> <li>●二方向以上に勾配している屋根とするよう努める。</li> </ul>
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上に室外機等設備機器は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。</li> </ul>
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度4以下とする。</li> <li>●上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。</li> <li>●アクセントカラー等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存の町並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。※城下町地区重点推進区域を除く。</li> </ul>
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>●反射性のある素材、材料を使用しない。※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。</li> </ul>
工作物	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値5YR2/1または近似色とする。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩、配置とする。</li> </ul>